

第六次北本市総合振興計画 概要

■趣旨

北本市（以下「本市」という。）では、長期的な展望を持って総合的かつ計画的に行政運営を行うため、昭和53年度に最初の総合振興計画を策定して以来、五次にわたって総合振興計画を策定してきました。

総合振興計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すものであり、北本市自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、第4条に定められた基本原則にのっとり策定するものです。

現行の第五次北本市総合振興計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、これまでの成果を振り返りつつ、新たな課題にも対応していけるよう、総合的かつ計画的にまちづくりを進める方針として、令和8年度を始期とする第六次北本市総合振興計画の策定を進めています。

第六次北本市総合振興計画 概要

■北本市自治基本条例（一部抜粋）

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第4章 市政運営 （総合計画等）

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

第六次北本市総合振興計画 概要

■基本構想の位置づけ

総合振興計画の体系図は下図のとおりであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成され、「基本構想」は10年後の北本市を見据え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるものです。

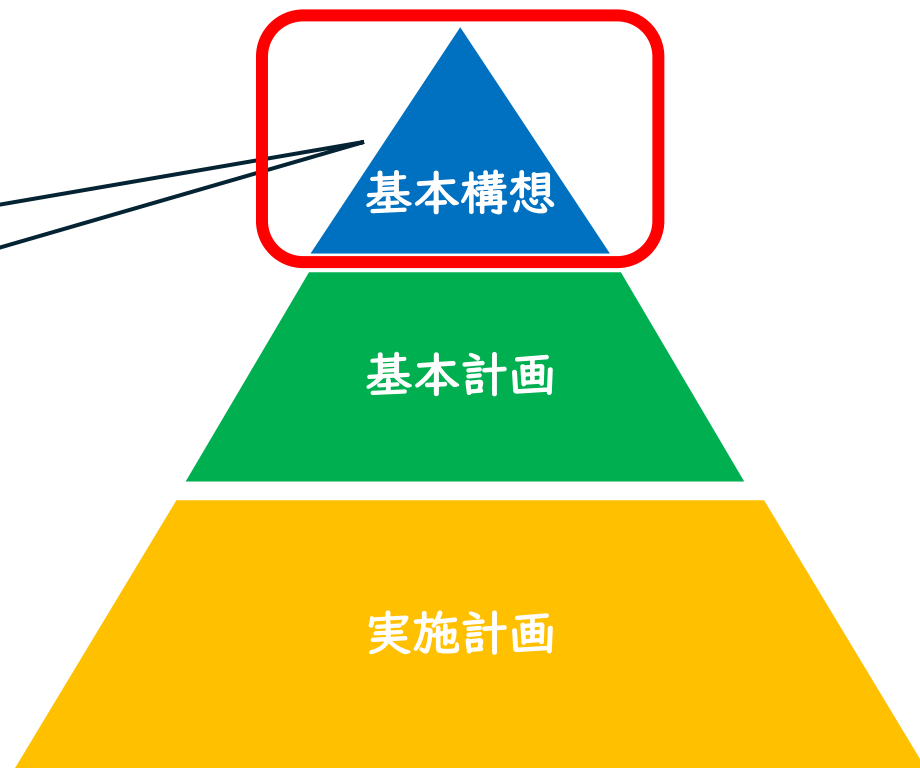
なお、基本構想については、「目的と期間」「将来都市像と基本理念」「推計人口」「土地利用構想」「政策の大綱」にて構成しています。

【基本構想】

- 1 目的と期間
- 2 将来都市像と基本理念
- 3 推計人口
- 4 土地利用構想
- 5 政策の大綱



今回のパブリック・コメントの実施箇所



第六次北本市総合振興計画 概要

■ 策定における基本的な考え方

1 重点事項や優先順位が明確で、実効性のある計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、実効性の高い計画づくりを行う。

2 実現性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性を確保した計画づくりを行う。

3 時代の潮流や社会経済環境の変化等に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、人口減少への対応、DXの推進、ゼロカーボンの推進等、時代の潮流や社会経済環境の変化、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

4 市民協働による計画づくり

総合振興計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。そのため、北本市市民参画推進条例（平成24年9月28日条例第24号）第7条に定める市民参画を、計画策定過程において実施していく。

5 市民にわかりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

(1) 総合振興計画について

■ 策定における基本的な考え方

6 PDCAサイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

PDCAサイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

7 国及び県の政策並びに本市の個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の政策や本市の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

特に令和6～7年度にかけて策定予定の立地適正化計画及び令和7年度策定予定の都市マスタープランについては、連携を密に図り、整合性のある計画策定を行うものとする。

8 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標の達成への寄与を視野にSDGsの視点を結びつけた計画づくりを行う。

9 その他

1～8までに掲げた考え方に基づき策定を進めるうえで、より効果的な方法がある場合は、そちらを採用することを妨げないものとする。

(第六次北本市総合振興計画策定方針)

パブリック・コメントについて

■意見の提出期間

令和7年2月10日（月）から3月14日（金）まで

■提出方法

下記の方法により政策推進課政策推進担当あてに提出してください。

①～③による場合は、北本市パブリック・コメント手続条例施行規則に定められた様式「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を使用して提出してください。

① 郵便（〒364-8633 住所記載不要）

② F A X（592-5997）

③ 直接書面による提出

④ 回答フォームから提出

（下記QRコード又はこちら【<https://logoform.jp/f/CdxU3>】からアクセス）

回答フォームはこちら→

